

答申第 33 号  
令和5年6月13日

所沢市長 藤本正人 様

所沢市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 徳永眞澄

## 答申書

令和5年2月24日付けで貴職から受けた「■■■■（被相続人）の物件の移転補償に関する遺産分割協議書及び契約書（権利消滅に関する契約書）（以下「本件開示請求対象文書」という。）について行われた個人情報開示請求に対してなされた個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）に対する審査請求に係る諮問（所市相第1033号）について、次のとおり答申します。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和4年9月22日付け所防第138号により、所沢市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和4年1月19日、所沢市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第12条の規定により、実施機関に対し、本件開示請求対象文書（■■■■の物件の移転補償に関する遺産分割協議書（以下「文書1」という。）と権利消滅に関する契約書（以下「文書2」という。））に係る個人情報開示請求を行った。
- 2 実施機関は、令和4年2月2日、本件開示請求対象文書である文書1及び文書2は、審査請求人が相続人であることを確認できる記載がなく、審査請求人の自己に関する個人情報であると確認できなかったため、開示することができないとして、個人情報開示請求却下決定を行った。
- 3 審査請求人は、令和4年3月14日、上記処分を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。
- 4 令和4年4月28日付けで所沢市長から所沢市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問が行われた。
- 5 審査会は、3回の審査会を開催した上で、令和4年8月30日、実施機関が行った処分は第三者の個人情報の部分を除き、開示すべきであると答申（答申第32号）をした。

- 6 審査庁である所沢市長は、令和4年9月12日、上記審査請求に係る処分を取り消し、実施機関が行った処分は第三者の個人情報の部分を除き、開示すべきであると裁決（所市相第1017号）をした。
- 7 実施機関は、令和4年9月22日、条例第14条第5号に該当する個人の住所・氏名・印影の部分を除き、すべてを開示するものとして本件処分を行った。
- 8 審査請求人は、令和4年12月23日、本件処分を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

「審査請求人が被相続人から相続した財産であることが確認できたことから相続人が遺産分割の結果により具体的に取得した財産に関する情報に限定すべきではなく、被相続人から相続開始時に相続した財産全部に関する情報と考えるべきである。」の記述のとおり、（全てを）開示すべきである。

文書2の第1条(契約の趣旨)において、「甲は、別表第1に掲げる土地に係る所有権以外の権利」と書かれているのに、また、前記令和4年9月12日付け裁決書において、「具体的に取得した財産に関する情報に限定すべきではなく」と書かれているのに別表第1を開示しない(渡されていない)のは違法である。

### 第4 実施機関の弁明の要旨

個人情報開示請求却下処分に係る審査請求について、審査庁から令和4年9月12日に通知のあった裁決書（所市相第1017号）の裁決にのっとり、条例第14条第5号に該当する第三者の個人情報（住所、氏名及び印影）（以下「本件非開示情報」という。）を除き、全てを開示することとし、本件処分を行ったものである。

文書2の第1条に記載のある別表第1については、製本され契印のある契約書に添付されていないものであり、「別表第2が存在し、別表第1の書面がないのは不完全な決定であり、別表第1を渡す理由があるのでその開示を求める。」との審査請求人の主張は相当ではない。

### 第5 審査会の判断の理由

#### 1 本件審査請求について

令和4年9月22日に実施機関は、本件開示請求対象文書のうち一部について条例第14条第5号に該当するとして、本件処分をしたところ、審査請求人がこれを不服として、本件非開示情報の条例第14条第5号の該当性を争い、審査請求を行ったものである。

もっとも審査請求人の真の意図は、本件非開示情報が開示されなかったことではなく、文書2本文で引用されている別表第1の開示がなされなかったことを不服としていることが窺われる。

## 2 本件の争点について

- (1) 本件の争点は、本件非開示情報を開示することで第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるか否かである。本件は、令和4年9月12日に通知のあった裁決書（所市相第1017号）の裁決にのっとり、本件開示請求対象文書のうち第三者の個人情報（住所、氏名及び印影）の部分について、条例第14条第5号に該当するものとして本件処分を行っている。

本件非開示情報には、審査請求人以外の第三者の氏名、住所及び印影が記載されており、これらは第三者に関する情報を含む個人情報に該当する。

条例第14条第5号において、「第三者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれのあるもの」については、開示しないことができる。当該規定は、開示請求された個人情報の中に、本人以外の第三者の情報が含まれている場合、開示することで第三者の正当な権利利益を侵害するおそれのあるものは、非開示とすることを定めたものである。また、「第三者」とは、開示請求者本人以外の個人、法人及びその他の団体をいう。本件非開示情報においても、審査請求人以外の第三者の住所、氏名及び印影が記載されていることから開示することで第三者の正当な権利利益を侵害するおそれのあるものとして条例第14条第5号に該当し、非開示とするのが妥当である。

- (2) 次に、文書2のうち、別表第1が公文書として存在するか否かという点である。審査会は、実施機関から文書2の原本の提示を受け確認したところ、文書2は糊付けにより製本が施されており、実施機関が文書2を関係者と取り交わした時点以降に当該公文書の一部が欠落する状態ではないと認められることから、もともと別表第1は文書2につづられていなかったと考えられる。そして、一般的に契約書一式はファイルに保管されているが、念のため実施機関に対し、別表第1の存在について調査したが、そのファイル内にも別表第1は存在しないということであった。また、当該ファイル周辺のファイル内においても別表第1の存在について調査したが、別表第1は存在しないということであった。
- (3) 以上のことから、本件非開示情報の開示により、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるといえ、条例第14条第5号に該当すると考えられる。また、文書2のうち別表第1が公文書として実施機関に存在しないと考えるのが合理的である。

## 3 結論

以上のことから、審査会は、前記第1のとおり判断する。

## 第6 付言

文書2に「別表第1」及び「別表第2」の記載があることから実施機関が文書2を作成した際に別表第1に対して「該当するものはなし」等の記載を残しておくべきであったと思料される。

実施機関においては、今後、適切に契約内容の確認及び対応されるよう付言する。

以上